

山梨県は、令和6年度から、 富士山吉田口登下山道(山梨県側) で、登山規制を行います！！

弾丸登山・混雑対策として通行規制を行います

⚠️ 4PM 🕒 ▶ 🕒 3AM

午後4時(16:00)から翌日午前3時(3:00)までの間、五合目の登山道入口ゲートを閉鎖し、通行を規制します。

⚠️ 上限 4,000人 / 1日

1日の登山者が4,000人に達した場合、通行を規制します。



山小屋に宿泊予約済みの方は、
規制中も通行可能です。

※山小屋に宿泊予定の方も、原則、規制開始前(午後4時まで)にゲート通過をお願いします。

安全対策等に必要な費用をご負担いただきます

通行料

(施設使用料)

2,000円 / 1人(1回)

条例に基づき、お支払いが必要です。

※現在、登下山道の通行にかかる予約システムの構築を進めています。

任意

協力金

1,000円 / 1人

これまで同様、富士山保全協力金のご協力もよろしくお願いいたします。

本規制の情報、登山情報は富士登山オフィシャルサイトへ



山梨県

通行料と協力金の使途

通行料
2,000円/1人(1回)

《通行料の主な使途》

○ 山中での安全誘導・巡回指導



○ 外国人サポート(通訳等) 等



- 規制関係経費(ゲート整備、運営費等)
- 登山者安全対策現地連絡本部の運営
- 災害時の応急・復旧
- 登下山道維持管理 等

任意

協力金
1,000円/1人

《協力金の主な使途》

○ 救護所の設置・運営



○ 臨時公衆トイレの設置・管理



- 六合目安全指導センター運営補助
- 自主防災組織への活動支援
- 外来植物の侵入防止 等

+